平成２１年（フ）第４３７号
北九州市小倉北区魚町４丁目１番３号
破産者　有限会社ネオキノシタ
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第５５９号
長崎県長崎市城栄町５番12号
破産者　川村石油株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５２号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆169番地１
破産者　協和産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２０年（フ）第３５３号
沖縄県うるま市みどり町３丁目２番20号
破産者　米須　良光
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産終結

平成１６年（フ）第１７号
富山県高岡市角53番地の16
破産者　有限会社建都
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第６６１号
青森市浪打１丁目12番４号
破産者　株式会社キタヤ
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
名古屋市中川区八熊通５丁目36番地
破産者　有限会社フレア
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６９０号
岡山市南区灘崎町片岡842番地１
破産者　三宅　雅美
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１２１号
岡山市中区西川原１丁目１番28―205号
破産者　黒田　耕三
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１８０号
岡山県備前市福田389番地４
破産者　野村　大治
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７号
北海道岩見沢市緑町７丁目１番17号
破産者　有限会社開発技建
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第６６５号
北海道富良野市6305番地の１
破産者　有限会社五十嵐重機
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第４１１号
三重県津市河芸町東千里字北新田955番地
破産者　カナコーティング株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２４０号
三重県鈴鹿市桜島町６丁目３番地の17
破産者　遠藤　利生
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２８３号
三重県津市芸濃町椋本926番地
破産者　小林　辰男
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６０号
京都市伏見区深草西浦町８丁目68番地の１
破産者　株式会社京プラ
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第１２５７号
愛媛県松山市来住町1490番地11
破産者　株式会社ライフエース
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

平成１９年（フ）第６７８号
北九州市小倉南区中曽根新町１番31号
破産者　株式会社江本建設
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７０号
鹿児島市谷山中央２丁目4472番地　坂口ハイツ203号、申立時の住所鹿児島県指宿市開聞十町4569番地３
破産者　山下　純子
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４号
埼玉県入間市扇町屋４丁目４番１号　Ｂ―404
破産者　福田　　要
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部